



発行 東京都

目次

告示

- 東京都環境影響評価条例による見解書……………一
……………（環境局都市地球環境部環境都市づくり課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…（環境局環境改善部化学物質対策課）…七
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………（同）…八
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（同）…九

公告

- 肥料検査成績の公表……………一
……………（産業労働局農林水産部畜産保健衛生所）…二〇
- 東京都指定給水装置工事事業者の指定……………（水道局）…二〇
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………（同）…二一

告示

●東京都告示第千六百十六号
東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁

架替工事について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十五日

東京都知事代理

副知事 猪 瀬 直 樹

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

京成電鉄株式会社

代表取締役社長 三枝 紀生

墨田区押上一丁目十番三号

二 対象事業の名称及び種類

一級河川荒川水系荒川改修事業に伴う京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁架替工事
鉄道の改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、堤防のかさ上げに支障となる京成本線荒川橋梁及び綾瀬川橋梁の架替工事を行うため、足立区千住曙町を起点とし、葛飾区堀切四丁目を終点とする約一・五キロメートルの区間の鉄道を改良するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長から二件の意見があり、意見の内容は、騒音・振動、水質汚濁、生物・生態系、日影、電波障害、景観、廃棄物及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十四年十一月十五日から同年十二月四日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 足立区環境部環境保全課

足立区中央本町一丁目十七番一号

イ 葛飾区環境部環境課

葛飾区立石五丁目十三番一号

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

四階

●東京都告示第千六百十九号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条
第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしない
ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい
う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法
第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年十一月十五日

東京都知事代理

副知事 猪 瀬 直 樹

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区羽田空
港二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十
九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有
害物質の種類 砒素及びその化合物

別図

